

狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域の設定について

1 要 旨

令和 4 年 4 月に策定した第 13 次鳥獣保護事業計画に基づき、指定管理鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）による被害が顕著な鳥獣保護区について、鳥獣保護区を解除し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第 12 条第 2 項により、「狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域」（以下、「捕獲禁止区域」という。）に移行する。

2 経 緯

- 鳥獣保護区は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときに指定される区域であり、本県では 9 7 箇所を指定している。
- 一方で、県内全域で野生鳥獣による農林業被害が増大していることから、第 13 次鳥獣保護管理事業計画において、鳥獣保護区及びその周辺において、指定管理鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）による被害が顕著となっている場合は、被害対策の実施状況など地域の実情や地元関係者の意見を踏まえ、一定期間、鳥獣保護区を解除し、法第 12 条第 2 項に基づく捕獲禁止区域を指定することとした。

3 捕獲禁止区域制度の概要

法第 12 条第 2 項による対象狩猟鳥獣の捕獲禁止区域	存続期間（法による規定なし）
イノシシ、ニホンジカを除く狩猟鳥獣の保護の観点から、種・期間・区域・猟法を定めて狩猟を禁止できる区域が設定できる鳥獣法の制度を応用して、イノシシ・ニホンジカのみ狩猟できるようにした区域	鳥獣保護区の期間に準じて R5. 11. 1～R15. 10. 31 までの 10 年間（注）

注：存続期間終了時に、鳥獣被害の状況、利害関係者の意見を踏まえ、鳥獣保護区への再設定又は捕獲禁止区域の継続を行うなどを再度検討する。

4 移行の考え方

(1) 選定基準

ア 鳥獣保護区から捕獲禁止区域へ移行する箇所については、被害対策の実施状況などを踏まえ、鳥獣保護区内において指定管理鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）の捕獲推進を図る必要がある区域とした。

ただし、次に掲げる事例など、移行することが適切でない場合は移行を行わない。

（適切でないと想定される例）

- 利害関係人が鳥獣保護区における捕獲を希望していない場合
- ※利害関係人 市町、大規模土地所有者、農業協同組合、森林組合、鳥獣保護管理員、地区猟友会長、自治会長等
（過去鳥獣保護区を指定した際の利害関係人を中心に選定）
- イノシシやニホンジカによる被害が深刻でなく、有害鳥獣捕獲等を推進していない場合
- 学校林や散策の場として利活用されている場合
- 県内外から不特定の狩猟者が入猟することを許容できない場合
- 特別保護地区を含む鳥獣保護区 など

イ 移行は鳥獣保護区の存続期間の満了時に、移行の可否を判断することとした。

ただし、鳥獣被害が甚大な鳥獣保護区において早期に捕獲対策を講じる必要がある場合など、市町が判断した場合は、存続期間の満了を待たず移行することとした。

(2) 市町等との調整結果

県内全市町に対して移行の希望等を聞き取りした結果、6 箇所について今年度移行させることとした。

なお、全ての箇所において、利害関係人に移行の可否について意見聴取し、全ての利害関係人から、捕獲禁止区域への移行について、賛成を得ている。

いただいた意見については次のとおり。

- ・被害軽減のためには区域設定が必要である〔福山市〕
- ・捕獲圧をかけることにより被害の減少が期待される〔三原市〕

5 令和5年度に捕獲禁止区域に移行する鳥獣保護区

捕獲禁止区域に移行する箇所については、次のとおり。（詳細は別添資料のとおり）

区域名 （旧鳥獣保護区名）	所在地	現行の面積 （ha）	移行後の面積（ha）	
			鳥獣保護区	狩猟鳥獣捕獲 禁止区域
並滝寺	東広島市志和町	111※	0	102※
走島	福山市走島町	220	0	220
竜王山	福山市赤坂町	972	0	972
横倉	福山市沼隈町	252	0	252
千田町	福山市千田町	540	0	540
沼田川	三原市	1,115	125	990
	計	3,210	125	3,076

※国有林面積を重複計上していたため、修正する。

6 移行スケジュール

手続き・時期（予定）	9月			10月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
1 知事→環境審議会会長（諮問） 環境審議会会長→自然環境部会長（付議）	●					
2 自然環境部会の審議を実施				●		
3 自然環境部会長→環境審議会会長（意見の報告） 環境審議会会長→知事（答申）					●	
4 知事→環境大臣（報告）					●	
5 県報告示・公表						●

7 その他

次年度以降についても、毎年度市町に意向調査を実施し、状況の変化を把握するとともに、利害関係者の意見も踏まえた上で、継続して移行していく。

年 度	移行予定	移行検討中
令和6年度	1箇所	12箇所
令和7年度	0箇所	5箇所
令和8年度	0箇所	2箇所